

令和元年10月10日

お客さま 各位

北海道信用漁業協同組合連合会

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」
を踏まえた貯金規定の改定について

当会では、金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等を踏まえ、令和2年1月20日より貯金規定を下記のとおり改定いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用になります。

記

現行「反社会的勢力介入排除等に関する追加規定」に以下の条項を新設・追加いたします。

1 (この追加規定の適用範囲) ※条項へ下線部追加

- (1) この追加規定は、貯金者の貯金取引（定期積金含む）に適用されます。
- (2) この追加規定は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与対策及び反社会的勢力介入排除に向けた取組み強化に関する取扱いを定めるものです。
- (3) (省略)

2 (取引の制限等) ※条項を新設

- (1) 当会は、貯金者の情報及び具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。貯金者から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する貯金者の回答、具体的な取引の内容、貯金者の説明内容及びその他の事情を考慮して、当会がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引等の制限についても、貯金者からの説明等に基づきマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当会が認める場合、当会は前2項に基づく取引等の制限を解除します。

3 (解約) ※条項へ下線部追加

- (1) ~ (3) (省略)
- (4) この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、又はそのおそれがあると合理的に認められる場合。

以上